公的個人認証利用特約

２０２６年８月現在

本特約は、平塚信用金庫（以下、「当金庫」という。）が提供するひらしんアプリ（以下、「本アプリ」という。）において、マイナンバーカードを用いた公的個人認証サービス（以下、「本サービス」という。）を利用するにあたっての取扱いを定めるものです。

１．本サービスについて

マイナンバーカードの IC チップに搭載された電子証明書を利用（マイナンバーは利用しません）し、本人確認書類の偽造や他人によるなりすまし、データの改ざんといった不正を防止することで安全かつ確実な本人確認を実現するサービスです。

２．本サービスの利用

（１）利用者は、本アプリにおいて本人確認を行う際に、マイナンバーカードを用いた公的個人認証を利用します。

（２）公的個人認証の利用にあたっては、利用者自身のマイナンバーカードと署名用電子証明書を利用するための暗証番号（6 桁～16 桁の英数字）が必要となります。

３．マイナンバーカードによる本人確認（公的個人認証）

（１）マイナンバーカードに格納されている署名用電子証明書を利用して、本人確認を行います。具体的には署名用電子証明書を利用するための暗証番号（6 桁～16 桁の英数字）を入力し、マイナンバーカードの IC チップを端末で読取していただきます。

（２）署名用電子証明書を利用するための暗証番号は他人に教えないでください。

（３）当金庫は、署名用電子証明書の有効性確認のために、地方公共団体情報システム機構（以下、「J-LIS」という。）が提供する認証業務情報（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律【平成 14 年法律第 153 号】第 44 条に規定する認証業務情報の安全確保をいいます）を利用します。

４．免責事項

（１）当金庫は、利用者のマイナンバーカードの管理不備、通信環境の不具合、その他当金庫の責めに帰さない事由により生じた損害について、一切の責任を負いません。

（２）当金庫は、システム障害、不具合、中断等により、本サービスが利用できなかったことによって生じた損害について一切の責任を負いません。

５．特約の変更

当金庫は金融情勢の状況変化その他相当の事由があると認められる場合には、本特約の各条項その他の条件を当金庫のウェブサイトの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより変更できるものとします。

６．サービスの終了

当金庫は、利用者の事前の承諾を得ることなく本サービスを終了できるものとし、この終了によって生じた損害について一切の責任を負いません。

以　上

TRIbank Hiratsuka
平塚信用金庫

ｺｰﾄﾞ 1206600 2026.08 制定　グリーンネット